

独立行政法人都市再生機構の保有する法人文書の開示請求に対する開示決定等に 係る審査基準

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「法」という。）に基づく情報の開示請求に対する独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）における開示手続に係る審査基準等については、次のとおりとする。

第 1 開示決定等の審査基準

（開示請求に対する措置）

第九条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る法人文書を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は以下により行う。

- 1 開示する旨の決定（法第 9 条第 1 項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されていない場合
 - (2) 開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合であって当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
 - (3) 開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に当該法人文書を開示する必要があると認めるとき（法第 7 条）
- 2 開示しない旨の決定（法第 9 条第 2 項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求書に法第 4 条第 1 項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は開示請求手数料が納付されていない場合。ただし、当該不備を補正することができる場合、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。
 - (2) 開示請求に係る法人文書を機構において保有していない場合（開示請求の対象が法第 2 条第 2 項に規定する法人文書に該当しない場合及び開示請求の対象が本法以外の法律における適用除外規定により、開示請求の対象外のものである場合を含む。）
 - (3) 開示請求に係る法人文書に記録されている情報が全て不開示情報に該当する場合
 - (4) 開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不

開示情報が記録されている部分と他の部分とを容易に区分して除くことができないとき。

(5) 開示請求に係る法人文書の存在の有無を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合（法第8条）

(6) 開示請求が権利濫用に当たる場合。この場合において、権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の機構の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。機構の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる。

3 前2項の判断に当たっては、法人文書に当たるかどうかの判断は「第2 法人文書該当性等に関する判断基準」に、開示請求に係る法人文書に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は「第3 不開示情報該当性に関する判断基準」に、部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は「第4 部分開示に関する判断基準」に、公益上の理由による裁量的開示を行うかどうかの判断は「第5 公益上の理由による裁量的開示に関する判断基準」に、法人文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断は「第6 法人文書の存否に関する情報に関する判断基準」に、それぞれよる。

第2 法人文書該当性等に関する判断基準

1 法人文書該当性の判断基準

(1) 開示請求の対象となる「法人文書」とは、機構の役職員が職務上作成し又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、機構の役職員が組織的に用いるものとして、機構が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(2) 当該文書が「組織的に用いるもの」に該当するか否かについては、以下の事項等を総合的に考慮して判断する。

イ 当該文書の作成又は取得の状況

- ・役職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得したものか
- ・直接的又は間接的に管理監督者の指示等の関与があったか

ロ 当該文書の利用の状況

- ・業務上必要として他の役職員若しくは部外に配布されたものであるかどうか
- ・他の役職員がその職務上利用しているものであるかどうか

ハ 保存又は廃棄の状況

- ・専ら当該役職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか
- ・組織として管理している役職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか

以下のものは「組織的に用いるもの」に該当しない。

(イ) 役職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のために利用し、組織としての利用を予定していないもの

- ・自己研鑽のための資料
- ・備忘録等

(ロ) 役職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し

(ハ) 役職員の個人的な検討段階に留まるもの

- ・決裁文書の起案前の役職員の検討段階の文書等。ただし、起案前の文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。

(3) どの段階から組織として共用文書たる実質を備えた状態になるかについては、文書の利用又は保存の実態により判断されることとなるが、以下の時点が目安となる。

- イ 決裁を要するものについては、起案文書が作成され、稟議に付された時点
- ロ 会議資料については会議に提出した時点
- ハ 申請書等については申請書等が機構の事務所に到達した時点
- ニ 組織として管理している役職員共用の保存場所に保存した時点

(4) 「保有しているもの」とは、所持している文書をいう。この「所持」は、物を事実上支配している状態をいい、当該文書を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させ

ている場合にも、当該文書を事実上支配していれば、「所持」に当たる。一時的に文書を借用している場合や預かっている場合など、当該文書を支配していると認められない場合には、「保有しているもの」に該当しない。

2 法人文書の特定性の判断基準

職員が、開示請求書の「法人文書の名称その他開示請求に係る法人文書を特定するに足りる事項」の記載から、開示請求者が求める法人文書を他の法人文書と識別できる程度の記載があれば、請求された法人文書が特定されたものとして扱うものとする。個別具体の開示請求事案における法人文書の特定は、機構が個別に判断する。例えば「に関する資料」(

の事柄の具体性の程度にもよるが、一般的には、関連性の程度には種々のものが想定され、どこまでを含むかは明らかでない。)、の保有する法人文書」という記載がされている場合には特定が不十分である。一方、法人文書ファイル管理簿に登載されている法人文書ファイル名が記載されている場合には、特定が不十分とは言えない。

3 法の対象外となる文書

(1) 法第2条第2項ただし書により、法人文書に当たらないこととされたもの

・官報、白書、新聞、雑誌、書籍等のように不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 法第16条により、他の法令により規定する方法と同一の方法では開示を行わないこととされているもの。他の法令により規定される方法により開示を受けることになる。

第3 不開示情報該当性の判断基準（第5条）

開示請求の対象である法人文書について、当該文書に記載されている情報が、法第5条各号に列挙されている不開示情報に該当するものとして、当該文書を不開示とするにあたっての判断基準を以下のように定める。なお、第5条各号に該当するかの判断にあたっては「会議等の開催に関する会計文書等（類型）の開示・不開示の取扱い」（別添）も参考にするものとする。

1 法第5条本文に関する判断基準

(1) 開示・不開示の基本的考え方

本法は、国民主権の理念にのっとり、機構の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするものであることから、機構の保有する情報は原則開示との考え方に立っている。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等を適切に保護する必要がある、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る法人文書を開示しなければならない。

(2) 開示の実施の方法との関係

本法でいう「開示」とは、法人文書の内容をあるがままに示し、見せることであり、開示・不開示の判断は、専ら開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されているかどうかによって行われ、開示の実施の方法によって開示・不開示の判断が異なることはない。ただし、開示決定された法人文書の開示の実施に当たり、法人文書の保存、技術上の観点から、原本での閲覧を認めることが困難である場合など一定の制約はある。

(3) 不開示情報の類型

法第5条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合がある。また、例えば、ある個人に関する情報について、第1号のただし書の情報に該当するため同号の不開示情報には該当しない場合であっても、他の号の不開示情報に該当し不開示となる場合がある。

したがって、ある情報を開示する場合は、本条の各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

(4) 法第5条各号の「公にすること」

法第5条各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。本法では、何人も、請求の理由や利用の目的を問われずに開示請求ができることから、開示請求者に開示するということは、何人に対しても開示を行うことが可能であり、また、開示請求者における当該請求をした事情を考慮することなく開示を行うことが可能であるということの意味する。

(5) 不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければ

ならない。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点（当該開示請求ごとの開示決定等の判断の時点）である。

2 個人に関する情報

第五条（個人に関する情報）

- 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- 八 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(1) 個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別することができる情報は、原則として不開示とする。

イ 「個人に関する情報」

「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

ロ 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合もある。

八 「（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる

ものを含む。）」

(イ) 当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより識別することができるものも、個人識別情報として不開示情報となる。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、一般的には「他の情報」に含まれない。照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に判断する。

(ロ) 厳密には特定の個々人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合がある。このように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十分な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合がある。

二 「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

匿名の作文や無記名の個人の著作物など、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものについては、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあり、不開示となる。

(2) 「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(ただし書イ)

イ 「法令の規定により」

「法令の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。

ロ 「慣行として」

公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

ハ 「公にされ」

当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知(周知)の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。

(3) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(ただし書ロ)

公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないこととする。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵

害される蓋然性が高い場合も含まれる。この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じ慎重な検討が必要である。

(4) 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」(ただし書八)

法人文書には、公務遂行の主体である公務員等の職務活動の過程又は結果が記録されているものが多いが、政府の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点からは、これらの情報を公にする意義は大きい。一方で公務員等についても、個人としても権利利益は十分に保護する必要がある。この両者の要請の調和を図る観点から、どのような地位、立場にある者(「職」)がどのように職務を遂行しているか(「職務遂行の内容」)については、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となとしても、個人に関する情報としては不開示とならない。

イ 「当該個人が公務員等である場合において」

個人情報のうち、当該個人が「公務員等」である場合である。当該個人が「公務員等」であっても、職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員以外の個人情報である場合など、一つの情報が複数の個人情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する必要がある。すなわち、当該公務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とが別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示とする。「公務員」等とは、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国、独立行政法人等及び地方公共団体の職員のほか、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、不開示とはならない。

ロ 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、当該情報は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は、管理される職員の個人情報として保護され、職務遂行に係る情報には該当しない。

ハ 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の氏名を除き、その職名と職務遂行の内容については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはならない。

ニ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱い

当該公務員等の職及び氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報についての公務員等の氏名は、個人情報としては不開示とはならない。慣行として公にされているかどうかの判断に当た

っては、人事異動の官報への掲載その他行政機関等により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものに該当する。

(5) 本人からの開示請求

本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、特定の個人が識別される情報については、不開示とする（法第5条1号イからハに該当する場合及び法第7条の規定により開示する場合を除く。）。

(6) 具体例

イ 本号の不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの

a 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等

- ・ 氏名、肖像、声、筆跡等特定の個人を表象する記述等
- ・ 振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号、単独の役職名等特定の個人にのみ付され、特定の個人を識別することができる記述等
- ・ 住所、電話番号、メールアドレス、年齢、性別、生年月日、印影、振込金融機関名等単独では必ずしも特定の個人を識別できない場合もあるが、いくつかの記述等を組み合わせられることにより特定の個人を識別することができることとなる場合が多い記述等

b aの記述等により特定の個人を識別できるもの

- ・ 思想、宗教等個人の内心に関する情報
- ・ 健康状態、病歴等個人の心身状態に関する情報
- ・ 家族構成、家計収支、勤務先等個人の生活状態に関する情報
- ・ 出身地、学歴、職歴、結婚歴等個人の経歴や社会的な活動に関する情報
- ・ その他特定の個人を識別できる情報

(2) 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの

- ・ カルテ、作文等個人の人格と密接に関連する情報
- ・ 個人の著作物等財産権その他個人の正当な利益を害するおそれがある情報

ロ また、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる」情報における「他の情報」に該当する可能性が高い情報の例は、以下のとおりである。

- ・ 公知となっている情報
- ・ 図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報
- ・ 以前の開示請求により開示されている情報

八 なお、会議等の開催に関する会計文書と職員の勤務状況に関する文書の2種類の法人文書に関し、主として本号及び第2号に関する開示・不開示の取扱いについて、個々の文書におけるその作成目的、内容等が特殊な場合を除いた一般的な例を想定したものは、別添のとおりである。

3 法人等に関する情報

第五条（法人等に関する情報）

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(1) 「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）」

イ 「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。）に関する情報」

株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、認可法人、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

ロ 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」

当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならない。

現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もある。

(2) 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（イ）

イ 「権利」

信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。

ロ 「競争上の地位」

法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における有利な地位を指す。

ハ 「その他正当な利益」

ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

ニ 「害するおそれ」

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して判断する。この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要となる。

- (3) 「独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」(ロ)

法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護し、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護する。

イ 「独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」

機構の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、機構の要請を受けずに提供の申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、機構が、合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれる。

「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、機構が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「公にしない」とは、本法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、機構から公にしないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から機構の要請があったので情報は提供するが公にしないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除するものではない。

- ロ 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見解を意味し、当該法人等において公にしていなくてもよいことだけでは足りない。

公にしないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時における諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、不開示情報とはならない。

(4) 具体例

本号イの不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。

イ 生産、技術、営業、販売、運営その他の事業活動に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(イ) 生産、技術等に関する情報

- ・ 契約締結過程又は契約の結果に関する文書のうち、設計・施工上の創意工夫・ノウハウ等であって、公にすることにより設計・施工者に不利益を与えるおそれがあるもの
- ・ 個々の申請書等に記載された情報のうち、法人等の詳細な事業計画、生産技術、経理等が記載されているものであって、公にすることにより法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの
- ・ 公にすることにより、知的所有権を害するおそれのあるもの（著作権法の調整規定により情報公開法に基づく開示の範囲内において著作権が制限される場合を除く。
- ・ その他生産、技術等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(ロ) 営業、販売、運営等に関する情報

- ・ 顧客名簿等取引先や取引条件その他の通常一般に入手できない個別の取引内容に関する情報
- ・ 事業者の製造原価及び仕入原価、取引先名、営業上のノウハウ等いわゆる「事業者の秘密」に当たると考えられるもの
- ・ 事業活動に関する情報であって、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの又は事業者等から公にしないことを条件として任意に提出を受けたもの
- ・ 債権者等取引先の印影、金融機関名・口座番号等
- ・ 販売計画その他の販売上の戦略が明らかにされ、又は具体的に推測される情報であって、通常一般に入手できないもの
- ・ 設備投資計画、用地取得計画その他の運営上の方針が明らかにされ、又は具体的に推測される情報であって、通常一般に入手できないもの
- ・ 契約書等に記載された情報であって、公にすることにより法人等の正当な利益を害するおそれのあるもの
- ・ 用地取得の交渉状況等の記録や単価等、公にすることにより法人等に対する個別の補償内容が明らかとなり、法人等の正当な権利を害するおそれがあるもの

- ・その他営業、販売、運営等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 事業活動を行う上で内部管理に属する経営方針、経理、人事等に関する以下の情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

- ・法人等の運営等に関する情報であって、一般に公にされない事業計画、投資計画、用地取得等に係る運営戦略や資金調達等の財務情報、経営方針などが明らかにされ、又は具体的に推測されるおそれがあるもの

- ・有価証券報告書等により一般に公表されている決算資料よりも更に詳細な決算数値等が記載されているもの

- ・雇用方針その他の経営方針が明らかにされ、又は具体的に推測される情報であって、通常一般に入手できないもの

- ・その他事業活動を行う上で内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ハ 名誉、社会的評価、社会的活動の自由等法人等の権利利益に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

- ・入札の手續に関する文書のうち、入札予定者又は入札者の詳細な経営内容、業務実施能力又は評価結果を記載した文書であって、公にすることにより当該入札予定者等の正当な利益を害するおそれがあるもの

- ・その他名誉、社会的評価、社会的活動の自由等法人等の権利利益に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

4 審議、検討等情報

第五条（審議、検討等情報）

三 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(1) 「国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間」

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）を指し、これらの機関、独立行政法人等及び地方公共団体について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。

(2) 「審議、検討又は協議に関する情報」

国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関等が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

(3) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば

・ 審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合

・ 独立行政法人等内部の方針の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該方針に不当な影響を受けるおそれがある場合

などがこれにあたる。

(4) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。

例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、政府として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合などが想定される。

(5) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもの

で、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば

- ・施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得るおそれがある場合
 - ・違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法又は不当な行為を行っていなかった者が不利益を被るおそれがある場合
- などがこれにあたる。

(6) 「不当に」

「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

(7) 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、独立行政法人等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が方針決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、方針全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討を行う。また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、不開示とする。

なお、審議、検討等に関する情報の中に調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が低い。

(8) 具体例

本号の不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。

イ 公にすることにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報

- ・審議会等における審議や具体的な意思決定の前段階として方針等の選択肢に関する自由討議・検討その他の機構内部における審議、検討等に関する情報であって、公にすることにより、有形・無形、直接的・間接的な外部からの圧力や干渉等の不当な影響を受けるおそれがあるもの

- ・最終的な意思決定に至るまでの過程で行政機関又は地方公共団体との間で行われる協議に関する情報であって、公にすることにより、有形・無形、直接的・間接的な外部からの圧力や干渉等の不当な影響を受けるおそれがあるもの

- ・ 予算成立前の予算に関する情報であって、公開することにより、予算作成事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの又は予算の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ・ 各種計画、制度、方針、規則等の策定、変更又は改廃に係る資料等協議調整文書その他の計画、制度、方針、規則等の策定、変更又は改廃に関する審議、検討又は協議に係る情報
 - ・ その他公にすることにより率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報
- ロ 公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報
- ・ 関係者による事実関係の確認が得られていない情報又は専門的な検討を経ていない情報
 - ・ 関係者間の調整等を経れば相当程度変更されることが容易に想定される情報
 - ・ 構想段階の地区計画等に関する情報であって、公にすることにより土地の買占めを招いたり、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
 - ・ 中間段階の研究成果等発表前に十分な専門的検討が必要な情報であって、検討前に公開することにより国民に誤解を与えるおそれがあるもの
 - ・ 未成熟な情報であって、開示することにより、当該情報が成熟したものと誤認されることにより、当事者に不利益を及ぼすおそれ又は社会的混乱を惹起するおそれのあるもの
 - ・ その他公にすることにより不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報
- ハ 公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある情報
- ・ 一定期間後に一斉公表が予定されている制度、基準等に関する情報
 - ・ 個別事業の個所づけが明らかになるもの（決定前に限る。）
 - ・ その他公にすることにより特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある情報

5 事務又は事業に関する情報

第五条（事務又は事業に関する情報）

- 四 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ハ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする。

(1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（第4号本文）

イ 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」としてイからトまでに掲げた事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であつて、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等がある。これらについては、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある場合は不開示とする。

ロ 「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。

ハ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるか否かは、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必

要となる。

(2) 「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」

イ 「国の安全が害されるおそれ」

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

ロ 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」

「他国若しくは国際機関」（我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等）の事務局等を含む。以下「他国等」という。）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、公にすることにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。

ハ 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」

他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が執ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

(3) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査」は、「公共安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報は、不開示とはならない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が、犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一

般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。

「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、不開示となる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、不開示となる。

(4) 「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（第4号八）

イ 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態で確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

ロ 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものは、不開示とする。また、事後であっても、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得る。

(5) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（第4号二）

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

(6) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」
(第4号ホ)

例えば、

・知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの

・試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合には、このような情報を不開示とする。

(7) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(第4号ヘ)

国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う人事管理(職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること)に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

(8) 「国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(第4号ト)

国又は地方公共団体が経営する企業(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第2条第1号の国営企業及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条の適用を受ける企業をいう。)又は独立行政法人等に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第2号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その開示の範囲は第2号の法人等とは当然異なり、国又は地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

(9) 具体例

本号の不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。

イ 公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報(第5条第4号ニ関係)

・企業誘致、施設誘致に係る交渉方針、交渉結果等に関する情報

・訴訟、不服申立て等に係る争訟方針、打合せ、示談等に関する情報

・物品管理に関する予定単価、購入予定単価が推測できる情報であって、公にすることにより物品管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ・工事の契約に係る予定価格、予定価格が類推されるおそれがある積算単価等の情報であって、公にすることにより入札又は見積り実施の目的を達成することができなくなる等、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(契約締結後は公開。)
 - ・工事発注案件の詳細情報であって、入札前に公にすることにより、特定の者に利益を与えたり、談合を誘発する等入札の適正な遂行に支障を及ぼすもの(入札執行後は公開。)
 - ・国、地方公共団体、独立行政法人等の用地買収全体計画等開示することにより国、地方公共団体、独立行政法人等が実施する公共事業若しくは契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ・用地取得等の交渉方針、交渉状況、補償内容又は予定地等が明らかとなる情報であって、公にすることにより交渉の不調、遅延、経費の不合理な増大を招く等、当該又は将来の交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすもの
 - ・その他公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報
- ロ 公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報(第5条第4号ホ関係)
- ・調査の個別具体的な対象等に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握や事後の協力が困難になるおそれがあるもの
 - ・その他公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報
- ハ 公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報(第5条第4号ヘ関係)
- ・人事異動、配属その他の人事構想に関する情報・職員の人事に関する調査結果等のうち、公にすることにより任免、給与等の人事管理の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ・その他公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報
- ニ 公にすることにより、国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報(第5条第4号ト関係)
- ・公にすることにより、取引における機構の当事者としての地位又は事業者としての競争上の地位その他経営上の正当な利益を害するおそれがある情報
 - ・経営計画、事業計画、運営戦略等の策定に係る通常一般に入手不可能な情報であって、公にすることにより、企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報
 - ・その他国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報

第4 部分開示に関する判断基準（第6条）

（部分開示）

第六条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る法人文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

1 不開示情報が記録されている場合の部分開示（第1項）

(1) 「開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合」

1件の法人文書に複数の情報が記録されている場合に、各々の情報ごとに、第5条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報がある場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行う。

(2) 「容易に区分して除くことができるとき」

イ 当該法人文書のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務はない。「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行い、法人文書から物理的に除去することを意味する。

容易に区分して除くことができな場合として以下の例が想定される。

・文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合

・録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合

ロ 文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易である。なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。こ

のような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。なお、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

(3) 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」

イ 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断する。

ロ 部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかの方法の選択については、独立行政法人等が、本法の目的に沿った範囲で、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して決定する。

(4) 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない。」

イ 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合をいう。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があればこれも併せて判断する。

ロ 「有意」性の判断は、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の請求者の意図によらず、客観的に判断する。

2 個人識別情報が記録されている場合の部分開示（第2項）

個人識別情報が記録されているが、氏名等の部分だけを削除すれば残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とする。

(1) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不相当であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の研究論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分開示の規定を適用する。

(2) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」

第1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、第5条第1号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことになる。したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開

示する。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。なお、個人を識別することができる要素は、第5条第1号イ～ハのいずれかに該当しない限り、部分開示の対象とならない。

第5 公益上の理由による裁量的開示に関する判断基準（第7条）

（公益上の理由による裁量的開示）

第七条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる。

1 「公益上特に必要があると認めるとき」

第5条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、独立行政法人等の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合には開示することができる。

2 「当該法人文書を開示することができる。」

本条の適用に関しては、公益上特に必要と認めたにもかかわらず法人文書を開示しないことは想定できないが、公益上の必要性の認定についての独立行政法人等の要件裁量が認められる。

第6 法人文書の存否に関する情報に関する判断基準（第8条）

（法人文書の存否に関する情報）

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、独立行政法人等は、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

開示請求に係る法人文書の存否を明らかにするだけで、第5条各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、法人文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できる。

1 「開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る行政文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された法人文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該法人文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該法人文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、第5条各号の不開示情報の類型すべてについて生じ得る。

具体的には、次のような例が考えられる。

- ・特定の個人の病歴に関する情報（第1号）
- ・先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第2号）
- ・買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（第3号）
- ・特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第4号八）

2 「当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

開示請求を拒否する決定をする際に、処分の理由を提示する必要があるが、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった法人文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示する。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否するものとする。法人文書が存在しない場合に不存在と答えて、法人文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該法人文書の存在を類推させることになる。

(別添) 会議等の開催に関する会計文書等の(類型)の開示・不開示の取扱い

以下の会議等の開催に関する会計文書及び役職員の勤務状況に関する文書(類型)が請求された場合の開示・不開示の取扱いは、個々の文書におけるその作成目的、内容等が特殊な場合を捨象した一般的な例を想定したものである。

その運用に当たっては、開示請求に係る法人文書に記載されている個々の情報の内容、性質を踏まえ、画一的又は一律的にならないよう留意し、法第5条各号の規定等の趣旨に沿って個々に判断する必要がある。

1 会議等の開催に関する会計文書

(1) 該当する文書

機構において日常的に開催されている会議等(機構の部内の会議、行政機関、地方公共団体、他の独立行政法人等、民間団体等の職員を交えた連絡、協議、打合せ会議、審査会等又は事業運営上の懇談会等)の開催に関する会議費、諸謝金及び旅費の支出に係る書類(決裁書、経費要求伺、証拠書類(確認書、業者からの請求書、諸謝金支払依頼書、旅費請求書等))

(2) 記載情報ごとの開示・不開示の取扱い

記載情報ごとの開示・不開示の取扱いについては、一般的に次のように整理することができる。

ただし、アに該当する場合にあっても、例えば、情報収集、協議、交渉等のための会議等であって、会議名、開催の目的、開催の日時、場所等の情報を公にすることにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすこととなるなど、個別の事情により不開示情報に該当するような場合には、個別具体的に判断する必要がある。

ア 一般的に法第5条各号の不開示情報には該当せず、開示可能と考えられるもの

起案(決裁)年月日、決裁者職名、合議者職名、起案者職名、会議等名、開催目的、開催場所、出席予定者数、経費要求伺、支出科目、出席者数、出席者の所属機関・職名(出席者が公務員等の場合)

諸謝金支給総額

債権者名、請求内容・金額、債権者への振込金額

会議等出席のための出張者の所属部課・職名・職位(出席者が公務員等の場合)、用務(業務内容)用務先、旅行命令権者、旅費概算・精算額、出張年月日、出発地・経路・到着地等、旅費請求(受領)年月日、出張報告書

イ 個別ケースにより開示と不開示について慎重な判断が必要なもの

決裁者氏名(印影)、合議者氏名(印影)、起案者氏名(印影)、出席者の所属団体名・役職名(出席者が公務員等以外の場合)、出席者氏名

諸謝金受領(予定)者の所属機関・役職名・受領者名

会議等出席のための出張者の所属団体名・役職名(出張者が公務員等以外の場合)、出張者氏名

(参考) 以下のような場合は、開示されることとなる。

公務員等の氏名については、例えば、機構が作成し、又は機構から提供された情報を基に作成され、市販されている名簿に職と氏名が掲載されている場合や幹部職員として異動時に職とその氏名が公表されている場合は、法第5条第1号イに該当する。

出席者等が公務員等以外における所属団体等名・役職名・氏名については、例えば、商業登記法に基づく登記事項である等により法人名、役員及びその氏名が公にされている場合は、同号イに該当する。

謝金支給(予定)額(公務員等の場合)については、例えば、独立行政法人都市再生機構役員倫理規程(平成16年独立行政法人都市再生機構規程第9号)第13条第2項の規定により何人も閲覧の請求ができることとされている贈与等報告書の対象となっている場合は、同号イに該当する。

謝金受領(予定)者の所属機関・職名(公務員等の場合)については、当該謝金支払の対象となる会議等への出席が職務の遂行に当たる場合は法第5条第1号八に該当し、当該会議等への出席が職務の遂行に該当しないと解される場合は、と同様となる。

会議等が出席者の役職名(公務員等以外の場合)、氏名その他の事項を公にすることを前提に開催されている場合においては、当該事項は、不開示情報に該当しない。

ウ 一般的に法第5条第1号又は第2号に該当し、不開示と考えられるもの

諸謝金受領(予定)者の諸謝金支給(予定)額(出席者が公務員等以外の場合)、
諸謝金受領者住所、諸謝金振込金融機関名、諸謝金振込口座番号

債権者(茶菓弁当、貸会議室関係事業者)印影、債権者金融機関名、債権者口座番号

会議等出席のための出張者の住所、職務の級、旅費振込金融機関名、旅費振込口座番号

2 職員の勤務状況に関する文書

(1) 該当する文書

出勤簿、旅行命令簿、欠務簿

なお、各行政機関において一般的な職務につき共通的に作成されるものを想定しており、職務の性質等が特殊なものを除く。

(2) 記載情報ごとの開示・不開示の取扱い

記載情報ごとの開示・不開示の取扱いについては、一般的に次のように整理することができる。

ただし、アに該当する場合であっても、例えば、用務、用務先等を公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすことになるなど、個別の事情により不開示情報に該当するような場合には、個別具体的に判断する必要がある。

ア 一般的に法第5条各号の不開示情報には該当せず、開示可能と考えられるもの

旅行命令簿における所属部課、職名、旅行命令発令年月日、用務、用務先、旅行期間、概算払の年月日及び金額、清算払の年月日及び金額

イ 個別ケースにより開示と不開示について慎重な判断が必要なもの

旅行命令簿における職員の氏名、旅行命令権者印（印影）、旅行者氏名（印影）、
支出役等印（印影）

（注）1 - (2) - イの（参考）参照

ウ 一般的に、法第5条1号に該当すると考えられ、不開示と考えられるもの

出勤簿における氏名、日付欄に記載される出勤・出張・休暇の表記、年次休暇付与
日数、年次休暇日数、特別休暇日数、介護休暇日数、欠勤日数

旅行命令簿における職位、住所

欠務簿における所属、氏名、年次休暇の日数（前年度からの繰越し日数・本年度分
の日数）、休暇期間、休暇残日数、本人印（印影）、請求年月日、承認の可否、決裁
印（印影）、勤務時間管理員処理（印影）